



学校の新しい生活様式を踏まえた教育活動について【更新】

(令和4年3月8日時点)

兵庫県に発令中のまん延防止措置期間が、再び延期されることとなりました。本校の教育活動については、『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.11.22 Ver.7) 12.10 一部修正』及び明石市教育委員会の通知等を踏まえ、以下のような感染防止対策を行います。保護者の皆様には、ご家庭と学校が連携し、感染症予防対策と学校教育活動が両立できるよう取組を進めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

1 健康観察等について

- 「健康観察票」にもとづき、引き続き健康管理をお願いします。また、「健康観察票」に毎朝検温及び症状を記入したうえで、お子様に持たせてください。
- 児童本人のみならず、同居家族の方についても検温及び健康観察を行っていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。
- 児童本人はもとより、同居の家族に風邪症状がみられたり、PCR検査を受検したりする場合は、登校させず自宅待機してください。出席停止（欠席扱いとはしない）措置となります。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）その際は、速やかに学校へご一報くださいますようお願い申し上げます。

2 教室等の環境整備について

- ・教職員はすべてマスクを着用し、児童と話す時もはずしません。教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、身体的距離をとりつつフェイスシールドを活用することもあります。
- ・室内の消毒については、アルコールスプレーをペーパータオルにかけ、ドアノブ、スイッチ等よく触る場所を一方向にふき取ります。（1日に1回以上）
- ・教室の換気は、常時換気とします。南・北側の窓を対角線上に開け、空気が教室内に滞留しないようにします。休み時間及び清掃時は、すべての窓を開け、空気の入替えを行います。さらに、各教室には、二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気の目安にします。
- ・教材や物品を共用する場合は、前後に手洗いをするよう指導します。引き続き、こまめな手洗い、咳エチケットの指導を重ねます。
- ・教室の机の配置は、テスト時と同じように座席間隔を確保します。（資料1）
- ・室内の温度が低い時は、エアコンに加え、ガスファンヒーター・加湿器を設置し、室内環境を整えます。
- ・室内が寒いと感じる児童には、上着を着るよう促します。



机の配置



CO2センサー

3 給食について

- ・ 班の形にせず、授業と同じ形で喫食します。体調不良者には、給食当番はさせません。給食台は、給食準備前にアルコールでふき取ります。給食の受取及び返却は配膳室とし、児童の帯同は最低限にします。
- ・ 給食後の歯磨きについては、当面の間、見合わせます。

4 登下校について

- ・ 登下校中は、マスク着用を原則としますが、息苦しいと感じる場合は、自分で判断してマスクを外します。ただし、友だちとの歩く距離をしっかりとるようにします。
- ・ 登校後、教室に入る前に石けん・流水で手を洗います。

5 各授業及び特別教室の使用について

- 「感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動」は、引き続き見合わせます。
 - ・ 各教科等に共通する活動として「児童が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
 - ・ 理科における「児童同士が近距離で活動する実験や観察」
 - ・ 音楽における「室内で児童が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の楽器演奏」
 - ・ 図画工作における「児童同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
 - ・ 家庭科における「児童が近距離で活動する調理実習」
 - ・ 体育科における「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- 体育の学習では、マスク着用を原則としますが、一人ひとりの間隔が十分取れる場合は、マスクを外して活動します。
- 図書室の利用は貸出返却のみとし、本は教室で読むようにします。



図工室



音楽室

6 清掃活動について

- ・ 全児童が役割分担して、学校全体の清掃活動を行います。
- ・ 清掃前、清掃後には、石けんを使って手洗いをします。また、清掃時間は必ずマスクを着用し、換気を十分に行います。
- ・ 教室や廊下及び階段は、環境衛生を保つために通常通りの清掃とします。机や棚の汚れについては、雑巾で拭き取るようにします。
- ・ トイレ、洗面所の掃除は、手袋を着用して行います。

7 学校・学年行事について【更新】

- ・ 卒業証書授与式における卒業する児童の保護者及びご家族の出席は、各家庭2名までとします。未就学児のお子様は、この限りとはいたしません。来賓及び在校生は参加しません。時間を短縮して実施します。まん延防止措置等の実施期間中は、合唱練習を行いません。
- ・ 学校朝会や集会等は、全校児童が一堂に会することはせず、ICTを活用して行います。
- ・ 県内での校外学習は、十分な感染防止対策を講じて実施します。
- ・ 教育相談等、個別に実施するものは、通常通り行います。

※本校の行事の取扱いは、校長会・市教育委員会と協議し、決定してまいります。

【資料 1】

